

第9回鹿児島地区合併協議会会議結果

日時 平成15年10月28日(火)午後2時

場所 かごしま市民福祉プラザ5階大会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

第42号議案 交通関係事業の取扱いについて(継続協議)

- ・事務局から、自動車航送料助成及び自家用自動車通勤費助成に係る調整方針案の内容を理解いただくため、別紙資料に基づき説明。

委員から、自動車航送料助成については、桜島町の特別委員会を10月24日開催し協議を行ったが、色々な意見が出されたところである。本議案の取扱いについて、桜島町議会特別委員会として、私が集約して意見を申し上げたい。本町独自のフェリー助成制度の廃止については、新市としての行政の公平性から十分理解をするが、現行制度に代わる料金の割引制度の拡充についての当局の考え方について伺ったところである。現在、桜島フェリーでも最高割引率3割を適用し実施しているものである。町民としても、現在の助成制度に近い割引率を希望するところであり、また、特別委員会の委員の中でも、やはり激変緩和の措置を含めて、この3割の割引制度も同時に行うべきではないのかという強い意見等もあったところである。また、当局から割引制度の拡充についての説明を受け、委員の中には理解された方もいたようである。フェリー事業の経営、採算性を考慮すると、3割の回数券割引制度が最も適当であるとの特別委員会の全委員の意見も出たわけである。この回数券については、今後、フェリー事業者において検討されるということであるが、この参考資料にある3割というのは、あくまでも決定ではなく、3割になった場合はこのような条件になるという内容のものであると考えている。色々議論も続出した中で、委員としても理解をできたところであるが、委員の声としては、権威ある合併協議会の決定方針であるので、必ず3割引きの回数券制度が合併後の事業者において実現できるものと確信するところであり、これを是非守っていただくということであれば、本議案に賛成するという意見で集約を行ったところである旨の発言あり。

会長から、事務局からの答弁が必要かとの発言あり。

これに対し、委員から、結論は、この協議会の中では、おそらく事務局としては、はっきりしたことは言えないだろうと思うので、先程申し上げたように、

協議会の権威あるものと信頼し、私たちは賛成するという意味であるので、答弁はいらぬ旨の発言あり。

委員から、現在市交通局は市内の範囲で営業をしているが、合併により5町への市バスの乗り入れや市電の延伸などを考えているものか、吉田町、松元町及び郡山町では民間のバス会社に委託してコミュニティバスを運行しているが、市交通局がより安い金額で運行ができるのであれば市交通局で運行すべきではないか質問あり。

これに対し、専門部会から、5町の中で公営の交通事業をしているのは桜島町だけであり、桜島町の交通事業は合併時に統合することとしている。他の4町においては、民営バスあるいはJRが運行している現状もあり、喜入町以外ではコミュニティバスの運行も行っている。市交通局としては、このような現状及び現在の交通事業がおかれている厳しい経営状況などを考慮して、合併時においては、バス路線の新設や延長といったものは考えていないところである。

コミュニティバスの委託先については、3町で実施しているところであるが、3町とも、事業開始前にはバス事業者から見積もりをもらったり、または入札等で運行経費の少ない事業者に運行を委託されているところである。合併後においても、バス事業者の選定については、市交通局も含め、各町のこれまでの取扱いを参考にしながら対応していきたいと考えている旨の説明あり。

また、会長から、市電の延伸については、非常にお金のかかる問題であるので、バス事業とは別な論点でお願いしたい旨の説明あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第 15-2 号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

委員から、1市5町の農業委員会会長からそれぞれの旧町に支局設置の要請がなされているようだが、松元町としても、農地法の第3条、4条、5条だけをとっても年間100件程度の申請がある。支局の設置については、支所機能の中で検討されていくこととは思うが、是非前向きに検討されるよう要望し、本議案に賛成したい旨の発言あり。

以上のような発言の後、本議案については原案どおり決定。

第 22-2 号議案 慣行（都市宣言）の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第 31-2 号議案 建設関係事業（公の施設）の取扱いについて（継続協議）

委員から、本議案に賛成であるが、桜島町の「若者いきいき住宅」など特色ある制度については、制度の特徴を生かす中で対応することが大事ではないかという意見が出されている旨の発言あり。

これに対し、会長から、委員からの意見は今後の参考にさせていただきたい旨の発言あり。

以上のような発言の後、本議案については原案どおり決定。

第 49 号議案 し尿処理事業の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第 33-2 号議案 一部事務組合等（し尿処理業務）の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第 50 号議案 まちづくり推進組織の取扱いについて（継続協議）

委員から、合併後、地域まちづくり会議及びかごしままちづくり会議を設置することは、5 町にとっても住民の声が反映されることになり、大変喜ばしいことである。地域まちづくり会議の構成メンバーを何名ぐらいと想定しているのか、またどの時点で提案し、決定していく考えなのか質問あり。

これに対し、事務局から、現段階では、構成メンバーとして、公民館連絡協議会、校区公民館、自治公民館の代表の方々、女性団体・若者、そして地域の実情に精通している方を考えている。具体的な人数については、現時点で申し上げられないが、検討に当たっては、5 町の自治組織の数に幅があることや会議運営の円滑さを考慮し、検討していきたいと考えている。また、この会議は、合併後速やかに設置したいと考えているので、設置要綱の内容については、できるだけ早い段階から検討を進めていきたいと考えている旨の説明あり。

委員から、合併に伴い失職した三役や議員が構成メンバーに入るものか質問あり。

これに対し、事務局から、具体的な構成メンバーについては、今後 1 市 5 町の首長が慎重に検討していくことになるが、地域の実情に精通した方にも加わ

っていただき、地域のまちづくりについての意見が新市の方に届けやすい形の会議運営を考えている旨の説明あり。

また、会長から、一般論としては、三役等も委員の対象になり得るものであり、力を貸していただかなければならない方ばかりだと考えているが、町長を入れる、議員を入れるとかここでは申し上げられないとの説明あり。

委員から、本議案に賛成であるが、1市5町の合併後のまちづくりは非常に重要なことである。そのような観点から、まちづくり推進組織は、その機能が十分発揮されるよう、また住民にもその制度の十分な周知がなされるよう特段の配慮をすべきであるという意見が出されている旨の発言あり。

これに対し、会長から、法が定めた地域審議会と違う地域まちづくり会議を5町それぞれに設置し、そこで住民の意見や地域の将来のあり方について意見を十分に出していただき、かごしままちづくり会議に反映させていくことが最も大事なことと考えている。これから首長会議の中でも一番の中心課題として論議をされていくことであると思っており、そういう方向で努力したいと考えている旨の説明あり。

委員から、福祉などは一体的にやらなければならない点はあると思うが、まちづくりはそれぞれの特色を生かしながら、新鹿児島市としてまとまったものにしていくことが必要で、鹿児島市中心に一体化すればいいという面だけではうまくいかないと思う。そういう意味では、地域まちづくり会議が重要になり、その会議の声をかごしままちづくり会議に反映させていくということが非常に大事になってくると思う。特色ある地域として発展をしながら鹿児島市として全体の発展を図っていくことをお願いしたい旨の発言あり。

これに対し、会長から、合併後の新市全体も発展しなければならないし、合併後の5町それぞれの地域も具体的に発展し、住民の皆さんが合併して良かったと身近に感じていただける合併でなければ合併の意味はない。これを担保し、反映していく組織として考えていかなければならないと考えている旨の説明あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第51号議案 電算システム事業の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第52号議案 使用料及び手数料の取扱いについて（継続協議）

委員から、督促手数料の調整方針案について、鹿児島市の督促手数料の現行30円が、郵便料金と比較しても実態に合わなくなっていており、一定の時期に何らかの対応をするということは理解できる面はあるが、「合併日以降に発する督促料に係るものから70円とする。」という具体的な金額を示しての調整方針案を合併協議会です承することになると、条例で定められた30円という額を70円に改定することを事前に議会が認めたということにもなりかねない面があるので、調整方針案の表現を適切な表現に見直すべきではないかという指摘が特別委員会の中で強く出されているが、この指摘をどのように考えているのかとの質問あり。

これに対し、専門部会から、協議会で協議をするに当たり、郵便料金等を参考にして、具体的な金額を示した方がよいということでお示したところである。しかしながら、ご指摘の件については、配慮すべき点があるので、調整方針案については、「（合併日以降に発する督促状に係るものから70円とする。）」という部分を削除させていただき、「（合併日以降に発する督促状に係るものから実費相当額も参考にしながら調整をする。）」という調整方針案でご協議願いたいとの説明あり。

- ・会長から、督促手数料の調整方針案の修正について提案し、確認される。

委員から、修正された表現であれば理解できるので、本議案については賛成したい旨の発言あり。

委員から、公立幼稚園の保育料については、現在年額44,000円ものが70,800円となり、60%を超える急激な増額となるので、合併する翌年度から3ヵ年において軽減を図る激変緩和措置がとれないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、鹿児島市と松元町においては、国の地方財政計画に基づき年額70,800円としており、合併後は、全市統一の保育料で等しく負担をお願いしたいと考えている。なお、減免制度では、桜島町及び松元町では年額20,000円の減額となっているが、鹿児島市では生活保護世帯や市町村民税非課税世帯については全額免除となっており、合併後は鹿児島市の全額免除の減免制度が適用されることになる旨の説明あり。

また、会長から、鹿児島市の保育料は地方財政計画の1年遅れで改定し、少しでも軽減を行っている。合併時に在園する園児に対する激変緩和措置も設けたところである。使用料や手数料は鹿児島市より高いところもあれば低いところもあり、全体で見れば、鹿児島市の基準に引き下げられていくものが多いと考えており、一つだけとれば、上がる人たちには大変だろうとは思いますが、全体

の中で考えていくべきであるとの説明あり。

委員から、説明されることは理解するが、60%を超える値上げは大きいため、要望として是非取り上げて欲しいとの声が強かった。新市として統一したものが大事であることは十分理解しているので、できるならば、もっと検討をしていただきたいということをお願いしておきたい旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第53号議案 負担金、補助金及び交付金の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第54号議案 農林水産業関係事業の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第55号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて（継続協議）

原案のとおり決定。

第56号議案 学校教育事業の取扱いについて（継続協議）

- ・事務局から、学校クーラーの整備については、鹿児島市と桜島町は活動火山対策特別措置法による国の補助を受けて整備しているが、他の4町においては、町単独事業または補助率が低い他の補助事業で整備している。現時点で4町に対して活動火山対策特別措置法が適用されるかどうか判明していないので、この法律の適用の動向を見極めながら対応していく必要があるため、調整方針案に「(ただし、活動火山対策特別措置法の適用の動向を見極めながら調整する。）」ということを追加させていただきたい旨の補足説明あり。

委員から、公立幼稚園児の送迎について、合併の翌年度から新たに入園する園児については、桜島町が実施している町営定期バス料金の全額補助制度を廃止することになっている。市営バスの通学定期券料金を適用しても、最も負担が多くなる園児で年間56,000円の負担増となり、先の第52号議案で決定した幼稚園の保育料の26,800円の負担増と合計すると年間で82,800円の保護者の負担増になるので、本制度の存続をお願いしたい旨の発言あり。

これに対し、専門部会から、幼稚園児の送迎については、原則として保護者の責任で行っていただくことが基本である。鹿児島市においても2園の市立幼稚園があるが、このような考えのもとに保護者の責任で行っているのご理解

いただきたい。また、園児の安全のための送迎人については、安全確保の上からも継続していきたい旨の説明あり。

委員から、公立幼稚園児の送迎の全額補助制度は新市の制度として難しいというのであれば、合併時に新たな制度について検討いただくか、あるいは松元町のマイクロバスのような措置がとれないか、今後検討願う旨の発言あり。

委員から、第56号議案については、原案に賛成である。なお、教職員住宅に教職員以外の入居者がおられる状況については、合併時までには町の責任において入居者への説明や対応を行う中で整理をしていただきたいという意見があった。また、学校クーラーについては、1市5町において、その設置状況や国庫補助の有無などの違いがあることから、先程事務局から調整方針案の追加があったように、活動火山対策特別措置法の制度を活用する中で、合併によってその取扱いが後退することのないように、十分に取り組んでいただきたいという意見等もあった。

第56号議案と次の第57号議案の教育委員会関係議案については関連があるので一括して申し上げるが、公立幼稚園児の送迎バスや高校生通学補助などの町独自の施策については、合併時までには調整する方針案や合併後に段階的に調整する方針案が示されているが、実際の調整に当たっては、実情を勘案する中で、1市5町が納得されるような形での対応をしていただきたいという意見等が出されている旨の発言あり。

委員から、遠距離通学費補助事業については、吉田町はバスの便が悪く、特に部活動をしている生徒はやむなく自転車通学をしている状況にあることから、自転車利用者に対して一回限り3万円の購入補助をしている。本町の特別委員会等でも継続していただきたい等の意見があり、交通事情などご理解いただき、何とか継続できないものかとの質問あり。

これに対し、専門部会から、現状については理解しているが、自転車購入費の助成については、個人のを公費で購入することになるため、適切でないとの判断から継続は考えていない旨の説明あり。

また、会長から、通学自転車購入費の助成については、首長協議でも吉田町長から大変強い要望があり、協議を重ねた議案の一つである。個人のを公費で購入するというのはいかがなものか。例えば、その自転車を部活の往復には使うが、それ以上に私用に使う場合もたくさんある。また、同じように1市4町の中にも交通不便なところから自転車通学する子どもたちもたくさんいる。今まであったものをなくすというのは非常に忍びない面もあるが、やはり合併を機にあるべき姿をその時点からとっていくというのが正しいやり方では

ないのかと思う。吉田町長の意見もあり、専門部会で再度協議をしてもらったが、このような調整方針になったのでご理解いただきたい旨の発言あり。

委員から、喜入町の特別調査委員会において、教職員住宅のトイレ、風呂等の施設が旧態依然としているので、早急に改善すべきではないかという意見が出ている。優秀な先生方が地域に少しでも定着し、馴染めるように住宅改善を行う考えがあるものか、複式学級について懸念されるのが、複式学級になり、それが学校の統廃合につながっていく可能性があるのではないかということである。複式学級と統廃合についての考え方を聞かせていただきたい旨の質問あり。

これに対し、専門部会から、教職員住宅については、現在1市5町それぞれ設置されており、また、それを管理する規則あるいは入居者の状況がまちまちな面もあることから、合併までにできるだけ各町を通じて実態を把握し、適切に対応し、引き継ぎたいと考えている旨の説明あり。

また、会長から、教職員住宅でトイレや風呂など生活に支障がある、あるいは近代的な文化的な生活を営み得ない施設があるとすれば、それは合併後できるだけ早い機会に対応することが当然のことである。住む人のことを考えれば、当然、新市で早い機会にそれを整備をしていくという基本姿勢が必要である。複式学級が学校の統合につながるのではないかということについて、これは地域の人にとっては非常に大きな問題であることから、行政がこれを指導し、強制しながらやっていくというべきものではなく、地域の皆さんと話をしながら、慎重な進め方をしていかなければならない問題である旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第57号議案 社会教育事業の取扱いについて（継続協議）

委員から、新成人のつどいについては、吉田町においては県外からの帰省者が参加しやすいように1月3日に開催しているが、合併後は鹿児島市の開催日に合わすことになる。本町の今年の成人式では、新成人の小・中学校時代の学芸会などのビデオを編集したり、卒業アルバムから1人ずつ顔写真を紹介するなど、思い出に残るよう、よりよい成人式を行っているところなので、議会特別委員会や住民懇話会においても、合併後もこれまでどおりの実施はできないかと意見が出されている旨の発言あり。

これに対し、専門部会から、5町においては、それぞれ工夫を凝らした新成

人のつどいを実施していることは承知している。開催日については、新成人になったことを自覚してもらうとともに、市民がその門出を祝い、激励するつどいであると理解し、国民の祝日である成人の日（第2月曜日）に、国民こぞって祝う日に実施したいと考えている。また、内容については、5町からも実行委員会に入っただき、多くの新成人に参加していただく中で意見を伺いながら意義のあるつどいにしたいと考えている旨の説明あり。

委員から、説明については理解するが、合併時にすぐ統合ではなく、何年かの期間をおいて市の制度に統合することはできないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、合併後すぐに新成人の集いがあり、現在のところ新市の大きなセレモニーとして統一したものを考えているので、是非ご協力をお願いしたいと考えている旨の説明あり。

また、会長から、新成人が参加するということが一番大切なことであるので委員が言われることはわかるが、それぞれ一長一短がある。市が行う新成人のつどいはこのような形で行うこととし、それぞれの地域で特色を出しながら、公式でなくても開催する方法もあり得るのではないかと思う。委員が言われたようなことを生かしながら、また知恵を出してほしい旨の発言あり。

委員から、鹿児島市の特別委員会でも新成人のつどいについて議論されたが、1市5町において開催日や開催内容に違いがあることから、1市5町の意見が反映されるような実行委員会組織体制のもとで実行委員会の意見が尊重されるような対応をすべきであるという意見が出されている旨の発言あり。

委員から、新成人のつどいについては、新市として統一した期日で行うということでもいいのだろうが、実際に行う時にはこれまでの慣行とかあるようなので、期日が1週間、10日違ってもいいのではないかと思う。会長や他の委員からの発言にもあったように、弾力的な対応を実行段階で行うというふうにしてほしい。そして無理なく統一して行えるようになればよいと思うので、最初から期日も催しも統一でと考える方がいいのではないかと発言あり。

委員から、今年、鹿児島市の新成人のつどいに参加したが、回りの人たちから聞くのは、これまで1月15日が成人の日であったものが、法律で第2月曜日に変更されたが、なぜ鹿児島市は1月13日に成人の日をしようとしているのかという疑問が出てきた。事実、県外に住んでいる人などは帰って来れない。また、式典の最中にもう飛行機にのって帰らないといけない状況もあり、多少ならず複雑な思いがあった。実際に鹿児島市として成人の日を実施するという事に意義があるのか、本当に新成人を祝いたくて祝おうとするための日なのか、どうも線引きが曖昧であると思う。土、日、月と休みであれば、日曜日に行えば参加者数もも

っと増えたのではないかと感じた旨の発言あり。

委員から、喜入町は南北16kmと細長く、中央に1公民館では生涯学習、その他町民のサービスが行き届かないということで、昭和51年から53年にかけて国庫補助を受け6地区に建設し、現在主事が週4日の勤務で、あらゆる講座その他が順調に進んでいるところである。合併により、この主事が常駐しないということになれば支障が出てくるので、状況等を勘案して善処して欲しいとの発言あり。

これに対し、専門部会から、喜入町には6つの地区公民館があるが、いずれも中央公民館的機能がないので、喜入地区公民館を当面は地域公民館に準じた施設として位置付けて社会教育活動的な機能を持たせていきたいと考えている。なお、人員の配置は今後総体的にその他の業務も合わせた中で検討されていくものと考えている旨の説明あり。

また、会長から、喜入地区公民館を地域公民館に準じた施設として取り扱うことになっているが、施設的には十分でないため、早く地域公民館を建設することから始めなければならないと考えている。他の5つの地区公民館は校区公民館として位置付けることがはっきりしており、人員の配置はその運営の中で出てくる問題であろうと考えている。今後具体的に検討を進めていかなければならないが、人員を配置するかどうかはこの場で決めるのではなく、今後意見を踏まえて検討していくべきものであると考えている旨の説明あり。

委員から、公民館を設置した時点で中央に1館ではJRやバスの交通の便が悪く、高齢者で車を持たない人たちが講座その他に参加できない現状があるので、地区公民館を活用してほしいと思うので、その点も十分勘案してほしい旨の発言あり。

委員から、学校体育施設開放事業については、鹿児島市の開放時間が平日21時、土日祝日17時となっているが、他の町は22時までというものがある。調整を図る考えはないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、学校体育施設の開放時間については、鹿児島市が平日21時までとしており、これは近隣の方々の騒音に対する苦情等も考慮された経緯がある。一方、5町では地域の特性を生かした形で、それぞれ設定されている。基本的な制度については、鹿児島市の制度に統合するが、開放時間等については、鹿児島市の規則においても必要がある場合にはこの限りでないという条項もあるので、それぞれの学校に設置されている運営委員会において適切な時間を設定し、利用していただきたいと考えている旨の説明あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第58号議案 その他事業の取扱いについて（継続協議）

委員から、吉田町においては、テレビジョン受信設備設置に対する補助事業については、民放地上波にも補助をしており、また補修についても対象としている。本町では、地形的な制約からテレビが非常に映りにくく、これまで共同受信設備組合が9つ設立され、加入者世帯数は1,400戸を超え、加入率も32%となっている。本町のこのような実態を理解いただき、合併後も引き続き継続できないものか質問あり。

これに対し、専門部会から、テレビ難視聴地域の解消については、基本的には放送事業者において解消すべきものと考えている。民放の難視聴地域については民放各社において受信相談窓口を設置している。相談等がある場合には、直接出向いてアンテナの向きや調整などの技術指導を行っていると同っている。設備の維持補修については、実績を見ると吉田町は平成8年度までは維持補修の実績があるようだが、それ以外の鹿児島市、郡山町、喜入町においては、それぞれの共同組合で補修のための積立を行い、自己負担で実施されている。整合性を図る観点からも合併後の維持補修については、積立を行い、共同組合独自で実施していただきたいと考えている旨の説明あり。

また、会長から、行政が行う助成は、当初に多額の経費を要するものを対象とし、その後は組合で積立等をして将来の事業に備えていくということが原則であると考えている。吉田町は地形の問題もあり、3分の1程度が難視聴地域だという実態はあるが、基本的な制度は原則に立って整理しておく必要があると考えている旨の説明あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

第37-2号議案 高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業） の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第38-2号議案 障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）の取扱いについて

継続協議とすることを確認。

第59号議案 市町村建設計画について

委員から、喜入町では、議会はもとより各種団体から、町総合振興計画に予定している事業の実施を強く要請している経過があると思うが、本町当局より協議の場等で各事業実施の要請があったものか質問あり。

これに対し、専門部会から、市町村建設計画については、各町の総合振興計画を継承するとともに、鹿児島市の総合計画を踏まえることとし、また一方では住民懇話会等での意見を出し合いながら、各専門部会において協議し、まとめたものである旨の説明あり。

委員から、特に町のメイン事業として、喜入新港、生見海水浴場の整備や複合文化施設、福祉センター等が町の総合振興計画の中で盛り込まれているが、この位置づけがどのようになっているのか質問あり。

これに対し、専門部会から、喜入新港の整備については、事業主体である県とも協議した中で、現時点においては掲載するのは難しいということから掲載していないが、新市まちづくり計画の中の「ウォーターフロント」という項目の中で「その他の港湾についても整備を促進します」と記載し、今後県とも協議をする中で、方向付けを出していただくよう働きかけをしていきたいと考えている旨の説明あり。

委員から、財政計画には全体の数字が挙げられているが、各町へどの程度の投資を予定しているかを示すことはできるものか質問あり。

これに対し、専門部会から、財政計画は共通する行政経費を含めて作成しているので、町ごとに区分するのは困難な面があることをご理解いただきたい旨の説明あり。

委員から、喜入町から鹿児島市への連絡道路として、現在国道226号線一本であるので、バイパス道的な道路の建設を切望しているが、この計画は予定されているものか質問あり。

これに対し、専門部会から、当面、国の方で拡幅整備されている226号の計画を急ぐ中で、質問のあった道路については、今後生活道路の中で対応をするという形で計画している旨の説明あり。

また、会長から、市町村建設計画に、それぞれすべて具体的な箇所を挙げると、挙がっていなかったところは将来できないということになるので、挙がっていなかったところも「等」の中に入れて、その時点その時点で、必要なものは拾い上げていくという基本的なスタンスをとっている旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については継続協議とすることを確認。

4 その他

- ・ 次回の開催について

事務局から、第 10 回合併協議会の開催日については、各市町の議会日程、国の来年度予算編成への対応など流動的な要素があるため、12 月下旬に開催することを目途に調整を進めてまいりたい。なお、開催日時等が決定次第、各委員にお知らせをしたい旨を報告。

5 閉 会